

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年5月までの期間については、第3号被保険者期間であり、保険料納付済期間であるものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年5月まで

平成5年1月に第3号該当手続のため役場へ行ったが、失業保険の受給額が多いので第3号になれないと言われ、国民年金加入の手続をしないで帰宅した。その後、5年6月に、社会保険事務所の事務相談があったので相談したところ、さかのぼることはできないが、健康保険の扶養家族にもなるし、第3号にもなると説明され、届出をした。

平成5年1月の回答が間違っていたため、4年12月からの第3号の届出ができなかった。また、5年6月の事務相談での説明誤りもあったので、第3号の資格を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が平成4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の収入は雇用保険の失業給付のみであり、基本日額3,170円から換算した年間収入は120万円未満であるとともに申立人の夫の収入以下である上、昭和37年7月に結婚以降は申立人の夫と同一世帯であることが公簿で確認できる。

また、申立人が、国民年金資格取得（第3号被保険者該当）届書を提出したとする社会保険事務所の事務相談は、平成5年6月25日にA町で実施されたことが町広報紙で確認できることから、申立人の第3号被保険者該当の届出は、4年12月31日の厚生年金保険資格喪失から2年以内の時期に行われたものと推認される。

さらに、社会保険庁の第3号該当処理履歴から、申立人が平成5年6月28日から第3号該当とされた処理は同年7月15日に行われていることが確認できるが、4年12月31日の厚生年金保険資格喪失から2年以内に届出が行わ

れていることから、当時、国民年金の第3号被保険者期間に関する行政側の記録管理に過誤があったことがうかがえ、申立期間は第3号被保険者期間であり、保険料納付済期間に算入されるべき期間であると考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間は第3号被保険者期間であり、保険料納付済期間であるものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和19年4月18日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月5日から20年8月16日まで

昭和19年4月5日にA株式会社B製作所に入社、3か月間教練を受けた後、C県D市E製作所で実習を受け7か月間で実習を終わり、A社に戻り20年8月15日終戦になり退社しました。一緒に入社、退社した同僚に厚生年金保険の記録があるのに、私だけがないのはおかしい。厚生年金保険の記録について確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及び当時の同郷者の集合写真などから判断すると、申立人は申立期間当時、申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間において当該事業所で同じ業務内容、勤務形態に従事し、かつ申立人と同年齢の同僚7名には、昭和19年4月18日取得、20年8月16日喪失の厚生年金保険被保険者の記録が存在する。このことから、当時、申立事業所の事業主は従業員全員について厚生年金保険の被保険者としていたと考えられる。

さらに、職種を同じくする同僚は入社時から退職するまで一緒に働いていたとの供述から、申立人についても同僚と同じ厚生年金保険被保険者記録が存在していたと考えられ、申立人は終戦の20年8月15日まで働いて

いたとする申し立てには信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

加えて、昭和 20 年 X 月 X 日、F 県庁内にあった社会保険事務所で保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿が、F 県庁の火災により一部焼失しているため、当該事業所に係る被保険者名簿の記録を確認することはできないが、申立人についても、同僚と同様の状況であった可能性は否定できない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、昭和 19 年 4 月 18 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 8 月 16 日に資格を喪失したものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿が存在しないため認定が困難であることから、同僚の社会保険庁の記録と同様に、厚生年金保険の年金額の計算に当たって昭和 44 年 11 月以前の標準報酬月額で 1 万円に満たないものは 1 万円として計算するとされている厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき、1 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで

平成9年4月から11年3月まで、看護学校に行っており、実家の母親が郵送で学生免除の手続をしてくれた。その後、手紙かはがきのようなもので、実家に免除の知らせが来ていたが、現在は残っていない。

平成7年9月から8年3月は准看護学校に行っており、この間も母が免除手続をして、学生免除になっている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生免除申請に関与しておらず、申立人の学生免除申請を行ったとしている申立人の母親は、免除時期、免除手続方法、免除申請回数等の記憶が曖昧であり、免除申請の状況等が不明である。

また、当時の確定申告書から確認できる申立人の母親の前年所得額から算定した額が、免除基準額を上回っており、申立期間については、学生免除申請を行っていたとしても、免除承認がされなかったものと推察される。

さらに、申立人の免除申請がなされていたことを示す関連資料(免除決定通知書等)が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月、55年4月から同年8月までの期間及び56年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月  
② 昭和55年4月から同年8月まで  
③ 昭和56年9月

集金は、町内会の婦人部が行っていた。妻が国民年金保険料を納付して、自分の分を納付していないというのは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間の国民年金の被保険者としての資格の確認は、平成10年11月にさかのぼって行われており、被保険者期間として追加される時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料が納付されていたとは考えにくく、該当届提出の時点では、申立期間は時効により納付することができない期間である。

また、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無い上、申立人及び保険料を集金人に納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、具体的な供述が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から51年3月までの期間、51年10月から54年6月までの期間及び57年3月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から51年3月まで  
② 昭和51年10月から54年6月まで  
③ 昭和57年3月から62年3月まで

国民健康保険と一緒に、国民年金に加入した。親が加入手続きをしたと思うが、亡くなっており、いつ手続きしたか分からない。

昭和45年8月から51年3月分までの国民年金保険料は、親が支払っていた。

昭和51年10月から54年6月分までの国民年金保険料は、社会保険事務所の人がA市の職員を伴って家に来て、同市の怠慢を認め、一部支払うことで同市が責任を取るという形で話がついた。記録では免除となっているが、免除の手続きをした覚えがない。

昭和57年3月から62年3月分までの国民年金保険料は、自営業のため、滞納は考えにくい。昭和54年2月の婚姻後は、元妻が国民年金保険料を支払っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の一部は時効であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、兄の国民年金保険料も親が払っていたと思うと供述しているが、申立期間①及び②に係る兄の納付記録も、申立人と同様に未納及び免除となっており、婚姻後に国民年金保険料を払っていたとする元妻についても、申立期間③に係る納付記録は未納である。

さらに、申立人が国民年金保険料の納付を任せていたとする親は既に亡くなっており、元妻から聴取することは申立人が望んでいないため、国民年金保険料の納付状況等は確認できない。

加えて、申立人の親及び元妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。